本号で公布された法令のあらまし

◇**国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律**（法律第二二号）（国会）

1　消費者庁に、国立国会図書館支部図書館を置くこととした。（第一条の表関係）

2　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇**消費者庁組織令の一部を改正する政令**（政令第一一三号）（消費者庁）

1　国立国会図書館支部消費者庁図書館に関する事務を消費者庁総務課に所掌させることとした。（第五条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**総務省組織令の一部を改正する政令**（政令第一一四号）（総務省）

1　平成二六年三月三一日までの間、本省に、年金業務監視委員会を置くこととした。（附則第二〇条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**年金業務監視委員会令**（政令第一一五号）（総務省）

1　年金業務監視委員会（以下「委員会」という。）は、委員七人以内で組織することとした。（第一条関係）

委員会に部会を置くことができることとした。（第五条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**航空機燃料譲与税法施行令の一部を改正する政令**（政令第一一六号）（総務省）

1　国内航空に従事する航空機が使用する公共の飛行場として新たに百里飛行場を指定するとともに、弟子屈飛行場につきその指定を解除することとした。（第一条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**漁港漁場整備法施行令の一部を改正する政令**（政令第一一七号）（農林水産省）

1　国が施行する漁場に係る漁港漁場整備事業について、まあじ、まいわし又はまさばを対象とした増殖場を造成する事業を追加することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第一一八号）（総務省）

電波法及び放送法の一部を改正する法律（平成二一年法律第二二号）の施行期日は、平成二二年四月二三日とすることとした。

◇**電波法関係手数料令の一部を改正する政令**（政令第一一九号）（総務省）

1　電波法関係手数料の整備

移動受信用地上放送をする特定基地局の免許申請手数料の額及び移動受信用地上放送に係る開設計画の認定申請手数料の額を定めることとした。

2　施行期日

この政令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（平成二一年法律第二二号）施行の日（平成二二年四月二三日）から施行することとした。

法律

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十二年四月七日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

法律第二十二号

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律（昭和二十四年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「以下支部図書館」を「以下「支部図書館」」に改め、同条の表国立国会図書館支部金融庁図書館の項の次に次のように加える。

国立国会図書館支部消費者庁図書館	消費者庁

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

総務大臣　原口一博

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令

消費者庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十二年四月七日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第百十三号

消費者庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十三条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第五条中第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次の一号を加える。

二十一　国立国会図書館支部消費者庁図書館に関すること。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　鳩山由紀夫